

ショベルローダー等運転技能講習開催案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
岐阜県支部

労働安全衛生法により、最大荷重1トン以上のショベルローダー等の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務につかせるときは「ショベルローダー等運転技能講習を修了した者」でなければ運転出来ないことになっています。

当支部は、岐阜労働局長から登録教習機関（登録番号第43号）として認可をうけ、下記要領により技能講習を開催しますのでご案内申し上げます。

登録有効期間の満了日：令和6年3月31日

記

1. 受講資格 自動車の普通運転免許以上を有する者

2. 講習日時

学科	実技（各日程いずれかの連続3日間）		定員
令和3年 4月9日(金)	4月12日(月)～14日(水)	4月15日(木)～17日(土)	学科 30名 実技 各10名
	(4月19日(月)～21日(水) ※申込多数の場合に開催)		
11月9日(火)	11月10日(水)～12日(金)	11月15日(月)～17日(水)	学科 30名 実技 各10名
	(11月18日(木)～20日(土) ※申込多数の場合に開催)		

※実技日程につきましては、ご希望にそえない場合もあります。

3. 講習時間 学科 午前8時20分～午後5時30分
実技 午前8時～午後5時30分

◎学科日および実技初日の受付は開始10分前までにお済ませください。

4. 講習会場 学科 美濃加茂市太田町777
一般社団法人岐阜県トラック協会 緊急物資輸送センター
実技 美濃加茂市太田町777
一般社団法人岐阜県トラック協会 緊急物資輸送センター

※ナビ又は地図では正しく表示されないことがあります。
事前に、ご確認をお願い致します。

5. 受講定員 各30名（定員に達し次第締め切ります。）

6. 受講申込手続き

受講希望者は、「ショベルローダー等運転技能講習申込書」に所要事項を記載し捺印の上、受講料ならびに必要な書類等を添付し下記へ申し込み下さい。

(1) 受付場所

☆〒501-6133 岐阜市日置江 2648-2
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岐阜県支部
TEL 058-279-3718
FAX 058-279-5337

(2) 受講料・テキスト代

◇ 31時間講習

受講料 41,300円・テキスト代 1,700円
合計 43,000円 (消費税を含む)

受講申し込みの際ご持参下さい。

銀行振り込みの場合

十六銀行本店 普通預金 231954
陸運労災防止協会岐阜県支部宛です。

受講申し込みを受け付けた方には、受講票とテキストをお渡しします。銀行振り込みの方は、テキストは会場渡しです。尚、既納の受講料金の払い戻しは致しません。

(3) 受講申込書に添付を要する書類等

◇ 写真 1枚 (縦 3.5 cm×横 2.5 cm)

※申請前 6ヶ月以内で上半身 無帽(ポラロイド不可)のもの。

※デジタル写真の場合は、写真専用用紙を使用してください。

◇ 自動車運転免許証の写し(コピー) 1枚

留意事項

「ショベルローダー」とは、車体前方に備えたショベルをリフトアームによりバラ物荷役を行う二輪駆動の車輛を言います。

従って、四輪駆動のショベルは、車輛系建設機械の適用となりますので、本講習では資格が取得出来ません。